

## 第 1 2 章 関係機関との協働

### 1. 福祉事務所（家庭児童相談室）との連携

#### (1) 福祉事務所の業務

福祉事務所は、生活保護、児童家庭、高齢者、障害者等地域住民の福祉を図るための第一線機関として、都道府県および市が設置義務を負い（町村は任意設置）、生活保護の実施や様々な手当、制度の窓口であり、母子生活支援施設や助産施設への入所措置権限を有する。

また、都道府県の設置する福祉事務所は、児童虐待防止法第 6 条の子ども虐待に係る通告の受理機関であるとともに、児童福祉法第 25 条の要保護児童通告の受理機関でもある。

当然のことながら、通告を受けた場合には、当該児童の状況を把握することはいうまでもないが、あらかじめ自治体においてなされた役割分担により、対応することとなる。この場合、児童相談所、町村等との体制に狭間が出来ることのないように留意することが重要である。

他方、市区町村が設置する福祉事務所において、市区町村の子どもと家庭に関する相談対応の役割を担っている場合には、通告の受理、相談・支援、調査等の一連の対応を行うこととなる。児童虐待に関する相談・通告への対応は、相談・通告受付票（「市町村児童家庭相談援助指針について」別添 4）に必要事項を記録して、緊急受理会議等において調査の方針、方法等について組織的に判断・決定・実行する。その後の調査等を踏まえてケース検討会議において援助方針を決め援助を実施する。

さらに、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担う場合には、同協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

また、福祉事務所は、助産、保育、生活保護、母子家庭、障害者、高齢者等の家庭の福祉に関する様々な情報が集積する機関であることに留意しておくべきである。

#### (2) 家庭児童相談室

福祉事務所には、家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため家庭児童相談室が設置されている。その設置、運営については、「家庭児童相談室設置運営要綱」（「家庭児童相談室の設置運営について」昭和 39 年 4 月 22 日付厚生省発児第 92 号厚生事務次官通知）等によっている。地域に密着した相談・援助機関として、主に比較的軽易な相談を担当し、社会福祉主事と家庭相談員が相談に応じ援助することとされており、近年の子ども家庭問題の複雑かつ深刻化する状況のなかで、地域の中心組織（機関）として機能することが期待されている。

#### (3) 福祉事務所との連携による支援

市区町村や児童相談所がかかわる事例には、福祉事務所の支援メニューを導入することで家庭環境の改善が可能な場合が多い。特に生活保護を受給している家庭については、福祉事務所と綿密に情報を共有し、協働で支援したり、適切に役割分担する。ヘルパーの導入や手当の支給等に結びつけることが必要な事例もあり、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を通じ

て、福祉事務所との連携を図ることが重要である。

## 2. 市区町村の母子保健部門との連携

### (1) 母子保健部門との連携の意義

母子保健等の保健サービスは、地域保健法等により都道府県保健所と市区町村保健センターを中心に提供されているが、都道府県では福祉事務所や児童相談所との組織統合、市区町村では児童福祉部門との組織統合が行われているところもあり、名称は自治体によって異なっている。政令指定都市、中核市及び地域保健法の保健所設置市は、都道府県型と市町村型の事業を合わせて実施している。保健サービス機関には必ず保健師がおり、医学的知識を持っている専門職として保健師との連携は重要である。

母子保健に関しては、児童福祉法第 21 条の 5 の小児慢性特定疾患等対策事業は都道府県、政令指定都市及び中核市が実施し、同じく第 19 条の障害・長期療養児への療育の指導等は都道府県が実施している。母子保健法では、市町村が第 16 条母子健康手帳の交付、第 13 条妊婦健康診査、第 9 条母親（両親）学級、第 10 条妊産婦と乳幼児の保健指導、第 11 条新生児の訪問指導、第 12 条 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査、第 13 条乳幼児健康診査、第 17 条妊産婦訪問指導などを実施しており、さらに平成 25 年 4 月からは、従来は都道府県保健所や政令指定都市、中核市、保健所設置市が実施していた第 18 条 2500 g 未満の低体重児の届出、第 19 条未熟児の訪問指導、第 20 条養育医療が市町村事業となり、母子保健に関わるほとんどの事業を市区町村が実施しているといえる。

さらに市区町村の母子保健部門は、予防接種法に基づいて予防接種を行ったりするなど、妊産婦全数、乳幼児全数を対象とした事業を多く行っている。保健師等は、これらの機会を通じて妊産婦や乳幼児と直接会って健康に関する情報を得ているため、市区町村児童相談担当や児童相談所とは違う視点による情報を把握している。

このように母子保健部門は、数多くの母子保健事業を通じて、虐待が疑われる事例を把握することが少なくない。日頃から市区町村保健センター等と密に連携を図っておくことで、早期対応が可能となるとともに、対応の幅も広げることができる。

### (2) 母子保健における子ども虐待への対応

母子保健における子ども虐待防止への取り組みについては、「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」（平成 14 年 6 月 19 日雇児発第 0619001 号厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長通知）の中で、乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、虐待兆候の早期発見に努めるとともに、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら、学校保健、福祉等の諸施策と連携して、子ども虐待の防止に努めることが明記されている。

その後も、「地域保健対策の推進に課する基本的な指針の一部を改正する告示について」（平成 15 年 5 月 1 日厚生労働省告示第 201 号）、「児童虐待防止対策における適切な対応について」（平成 16 年 1 月 30 日雇児総発第 0130001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）、「『家

庭の養育力』に着目した母子保健対策の推進について」(平成 16 年 3 月 31 日雇児母発第 0331001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児総発第 0727 第 4 号、雇児童母発 0727 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)などの通知が発出され、保健所や市区町村保健センター等が、関係機関との適切な連携の下に、養育力の不足している家庭に対して早期に必要な支援を行い、子ども虐待防止対策の取り組みを推進することが明記されている。

また、平成 13 年から開始された「健やか親子 21」(母子保健の 2014 年までの国民運動計画)においても、保健所・市区町村保健センター等ではこれまで明確ではなかった子ども虐待対策を母子保健の主要事業の一つとして明確に位置付け、積極的な活動を展開するように提言されている。

具体的な取組としては、一次予防として特にハイリスク母子に対して保健師、助産師等による妊娠期からの家庭訪問等による育児サポートを行うとともに、乳幼児健康診査における母親の育児不安や親子関係の状況の把握に努め、未受診児の家庭に対して保健師による訪問指導等を行うなどの対応強化を求めている。

また、医療機関と保健所・市区町村保健センターとが協力して虐待を受けた子どもの発見、保護、再発防止、子どもの心身の治療、親子関係の修復、長期のフォローアップについての取組を進めるよう求めている。

市区町村の母子保健部門は、虐待予防のための支援を妊娠期から体系的に行うことが可能であり、市区町村児童福祉部門及び児童相談所は母子保健事業を理解し連携を強化する必要がある。

### (3) 妊婦への支援

育児不安を抱くことが予測される妊婦の早期把握と早期支援は重要であり、妊婦に対する母子保健事業は、虐待を未然に防ぐ役割を期待できるものである。市区町村の母子保健部門においては、妊娠届の機会を活用し、妊婦への保健指導等が行われている。妊娠届出時の情報収集を通じて、上の子どもへの虐待歴がある場合はもとより、若年、精神疾患の既往、経済的困難、援助者不在、未婚、妊娠週数がかなり経過した時点での届出などがあって出産後の育児不安が予測される妊婦には、必要に応じ、支援が行われている。特に、上の子どもへの虐待歴がある場合などは、市区町村児童福祉部門や児童相談所との連携による対応が重要であり、保健所や市区町村保健センターから連携を求めることもあり得る。

保健部門において特定妊婦と判断した場合には、速やかに要保護児童対策地域協議会のケースとして協議し、個別ケース検討会議を開催するなどして、進行管理を行うことが必要である。

母子健康手帳は届け出をした妊婦に交付され、妊婦健康診査に対して、ほとんどの市区町村で 14 回以上の妊婦健康診査助成を行っている。妊婦健康診査の未受診例や受診の中断例は、母体の健康管理上の問題だけではなく、虐待防止の観点から個別の支援が必要な場合が多い。

#### (4) 新生児訪問・乳児訪問

母子保健事業では家庭訪問できる機会を設けており、育児状況のアセスメントを行い育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行うことなどによって親の養育行動を望ましい方向に支援することができる。

一般的に、産後1か月間は、新しい家族を受け入れていくプロセスの中にあり、不安も大きくなりがちである。また、里帰り出産の場合には、産後1か月に限らず、実家から自宅に戻った時期等に不安が増大し、母親が精神的に不安定になることもある。

育児不安が増大しがちな産後1か月間を重視して、新生児訪問において、母親の心の状態を見極める手段としてEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を用い、産後うつ病の早期発見を行っている自治体も増えている。EPDSの利点は、産後うつ病のスクリーニングだけではなく、母親にとっては胸の内を語ること、支援者にとっては傾聴するきっかけになり、メンタルケアにつながることができることである。

新生児訪問は、母子保健の観点から家庭に入り込んで母子の心身の健康状態を把握することができる貴重な機会である。新生児期が過ぎても支援が必要な場合は、継続的に訪問を続けることもある。

一方、市区町村の法定事業である乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は養育不安がある母親を把握して支援につなぐ重要な機会である。訪問を拒んだり、子どもに会えない事例については、要支援家庭として要保護児童対策地域協議会において協議するなど、次の支援につなぐ必要がある。

また乳児家庭全戸訪問事業の中で把握された要支援家庭は市区町村の養育支援訪問事業につないで、継続的に支援することも大切である。

#### (5) 乳幼児健康診査

主な乳幼児健康診査としては、3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査がある。受診率は3～4か月児健診95.4%、1歳6か月児健診94.4%、3歳児健診91.9%と高く、9割以上の乳幼児が健診を受診している（平成23年度地域保健・健康増進事業報告）。乳幼児健診では、医師、保健師等により、身体発育、精神発達、養育環境、育児不安の有無等が把握されている。受診の結果によっては、その後の訪問や電話により、経過の確認が行われることもある。

市区町村児童福祉部門や児童相談所でアプローチが必要と考えている子どもについて、乳幼児健康診査の対象月齢に近づいたら、市区町村保健センターの保健師に連絡しておき、把握してほしいポイントを伝えておくような連携の取り方が必要である。

乳幼児健康診査は大多数の母子が利用することから、利用者の中から虐待の発見や虐待リスクの高い親子を把握し虐待予防の支援を行うことができる。また、このような大多数が利用するサービスを利用しない、あるいは利用できない子どもの中に被虐待児や虐待のリスクが高い子どもがいることから、母子保健部門と市区町村児童福祉部門が連携して未受診者の状況を把握することが重要である。

未受診の場合は訪問等で状況を確認し、それでも確認できない場合には虐待の可能性がある事例として、要保護児童対策地域協議会で対応を協議し、必ず安全確認をする必要がある。

## (6) 乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

乳幼児健康診査、予防接種などの乳幼児等を対象とする保健サービスを受けていない乳幼児の家庭に対して、保健機関において電話、文書、家庭訪問等により勧奨し、受診等に結びつけるように努める必要がある。その際には、未受診等の理由、背景等を調べ、今後の支援や見守りについて検討が必要と考えられる家庭については、市区町村の児童福祉担当部門に情報提供を行って対応を協議する。

支援について検討が必要な家庭としては、上記の勧奨に合理的な理由なく応じない家庭や、行政の関与に拒否的な家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭などが想定される。

市区町村の児童福祉担当部門では、当該児童に関する他の保健・福祉サービスの提供状況や関係機関の関与の状況等の情報を整理し、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有して支援を検討する。

以上の対応において、居住実態が把握できない家庭については、市区町村の児童福祉担当部門は児童相談所の関与について確認するとともに、住民基本台帳等の記載事項、児童手当等の受給状況などについて関係機関へ調査して当該家庭の実態を把握する。

市区町村児童福祉部門は情報収集を行っても実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合で、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対応を求める。児童相談所は出頭要求や臨検・捜索等の活用を含めて、子どもの安全確認・安全確保のための対応を実施する。

また、保健機関及び市区町村児童福祉担当部門は、情報収集の過程で当該家庭が他の市区町村へ転出した旨の情報を得た場合は、転出先と考えられる市区町村に連絡して当該家庭の居住実態の確認を依頼する。転出先が確認された場合には、乳幼児健康診査未受診等の情報を連絡して、転出先自治体での支援につながらなければならない。(詳しくは、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を参照のこと。)

## (7) その他の母子保健活動

母親同士の仲間作りを目的としたグループ活動の支援が多く行われている。子育て中の母親の孤立を防ぐことにつながるため、グループへの参加で、育児不安を解消できるケースもある。グループへの参加が馴染まない場合に、保健師等による電話、面接、訪問等の個別支援も実施しているので、必要に応じて、母親に紹介できるように、その地区を担当している保健師から、母子保健活動の実施状況を把握しておくことが重要である。

### 3. 児童委員との連携

#### (1) 児童委員の概要

##### ① 児童委員の職務

児童委員は、児童福祉法に基づき市町村の区域に置かれている民間奉仕者であり、主として次の職務を行う。

ア. 子どもや妊産婦について、

(ア) その生活と取り巻く環境の状況を適切に把握すること

(イ) その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと

イ. 保護を必要とする子どもの把握に努めるとともに、保護を必要とする子どもを発見した者からの通告を市町村、児童相談所等に仲介すること

ウ. 子ども及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は子どもの健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること

エ. 児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力すること

オ. 子どもの健やかな育成に関する気運の醸成に努めること

##### ② 主任児童委員の職務

主任児童委員は、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う児童委員である。主任児童委員は、児童委員の中から選任されることから、区域を担当する児童委員の職務も行い得るものである。

児童委員、主任児童委員の活動については、「児童委員の活動要領」（平成16年11月8日付雇児発第1108001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が示されている。

#### (2) 児童委員との連携のあり方

##### ① 連携上の留意点

複雑化、深刻化する児童虐待問題への対応を充実し、地域においてきめ細かな子ども虐待防止活動を進めるため、主任児童委員等に対し市区町村や児童相談所等が子ども虐待に関する研修を実施し、地域での子ども虐待の発見・通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制を整備する。

要保護児童の通告について、児童相談所の迅速な対応のため、緊急の場合は市区町村長を経由せず直接児童相談所長に通知し、また、地域住民の通告を促進するため児童委員を介して通告することができることとされた。

なお、児童委員の活動要領において要保護児童通告受付票も様式として整備された。そのため、児童委員や主任児童委員との連携強化に当っては以下のようなことに留意する。

ア. 児童委員等に子ども虐待について、継続的な研修会を開催し、体系的な知識の伝授を行う。

- イ. 地域での援助を積極的に行えるよう要保護児童対策地域協議会との連携を図る意識を持ってもらう。
- ウ. 具体的な援助を依頼する場合には、個別ケース検討会議への出席を求める。
- エ. 市区町村や児童相談所の調査に協力し、当該家庭の周辺状況などの観察等を依頼する。
- オ. 子育て支援が必要な家庭に対し、児童委員と保護者の関係作りが可能な場合には日々のきめ細かな子育て支援を依頼する。この場合、市町村が実施する子育て支援事業及び児童相談所との役割分担が重要である。
- カ. 「安定した人間関係作り」の苦手な保護者に対し、深入りしすぎない声かけや援助を行う。
- キ. 守秘義務の徹底について周知する。

なお、「エ」～「カ」については、市区町村や児童相談所のスーパーバイズや双方の役割分担が必要である。

## ② 具体的な連携事項

### ア. 調査の委託

児童相談所は、その管轄区域内の児童委員に次のような調査を委託することができる。

- (7) 児童委員から通告等を受けた事例で判定のために更に必要な資料を得ようとする場合の調査
- (1) 保護を要する子どもの家庭、地域に関する調査
- (2) その他必要と認められる調査

なお、児童委員に調査を依頼する際には、何をどこまですればいいのか等、具体的な調査項目や手法を明確に示すことが重要である。また、調査を終了したり、相談を終結する際には、児童委員へその旨連絡することを徹底する必要がある。

### イ. 児童委員指導等

- (7) 児童相談所長は、問題が家庭環境等にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整により解決すると考えられる事例については児童委員指導措置を行う。

特に、児童虐待事例等について在宅指導を行う場合、頻繁な家庭訪問等による濃密な指導と観察が必要となるが、児童相談所だけでこれを行うには限界がある場合が多いことから、児童委員指導と児童福祉司指導を併せて行うなど、両者の密接な連携に留意する。

なお、児童委員指導を委託する場合は、事例について十分に検討し、児童委員が対応に窮することがないように留意するとともに、事前に両者の顔合わせを実施する等が必要である。

- (1) 児童相談所長は児童委員の指導状況を常時把握し、適切な助言を行う。また、必要に応じ児童委員指導を行っている児童委員を含めた事例検討会議を行う。

### (3) 市区町村と児童委員との連携

市区町村は、自らが開催する児童相談援助活動に関する研修などに児童委員の参加を求めたり、地域における児童委員の協議会等へ積極的に出席し情報交換を密にするなど、協力関係を築くことに努める。

市区町村が児童委員の協力を得る場合には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられる方法を検討する。

このため、定期的に（主任）児童委員との連絡会議を開く等の方法により常に連携を図り、地域の児童・家庭の実情の把握に努めることが重要である。

また、地域における児童健全育成活動や啓発活動等を実施する場合には、（主任）児童委員に情報を提供し、その協力を求めることも考えられる。

なお、児童委員は「全国児童委員活動強化推進方策「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言 児童委員（主任児童委員）版」に基づいて活動しているので参照されたい。

## 4. 児童家庭支援センターとの連携

### (1) 児童家庭支援センターの概要

児童家庭支援センターは、「地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行う」施設である。（児童福祉法第44条の2第1項）。

児童家庭支援センターの業務は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準および「児童家庭支援センター設置運営要綱」（平成10年5月18日付児発第397号厚生省児童家庭局長通知）により下記のとおりとされている。

#### ① 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

#### ② 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

#### ③ 都道府県又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

#### ④ 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

#### ⑤ 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民

生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

## (2) 児童家庭支援センターとの連携の留意点

### ① 「児童家庭支援センター指導措置」における連携

#### ア. 「児童家庭支援センター指導措置」が適当と考えられる事例

児童相談所運営指針において、「児童家庭支援センター指導措置」は法第 26 条第 1 項第 2 号、第 27 条第 1 項第 2 号による指導が必要と認める事例で、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるものについて積極的に行うこととされている。

虐待事例について「児童家庭支援センター指導措置」が適当と考えられるものを下記に例示する。

(7) 児童相談所の調査、判定の結果、虐待の程度や内容等から施設入所措置を採るほどでもないが、頻繁な家庭訪問により家庭状況を把握するとともに、必要な指導を行うことが適当と考えられる事例で、地理的要件等から児童相談所が直接これを行うことが困難と思われるもの。

(4) 在宅指導が適当と判断される事例で、かつて児童家庭支援センターへの相談歴があり、保護者と児童家庭支援センターとの信頼関係がすでに確立されているため、児童相談所が直接これを行うより児童家庭支援センターが行う方が円滑かつ適切な指導ができると見込まれるもの。

(6) 施設入所措置と並行して保護者等への指導を継続する事例で、地理的要件や過去の相談経緯等から、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるもの。

#### (エ) 施設退所後の在宅支援

#### イ. 連携上の留意点

(7) 児童家庭支援センターに指導を委託するに当たっては、指導の一貫性を確保するため、委託の趣旨、委託後の指導のあり方等について児童家庭支援センターと十分な協議を行う。「児童家庭支援センター指導措置」を採る場合、子ども、保護者にその旨を十分説明し、了解を得ることを原則とするが、特に虐待事例の場合、一旦保護者の了解が得られても、その後の対応に問題があると保護者の協力が得られにくくなるばかりか、却って虐待をエスカレートさせ、子どもの死亡等重大な事態を招きかねないことから、児童相談所と児童家庭支援センターとの打合せはとりわけ綿密に行う必要がある。

(4) 計画的な援助の実施を図るため、援助を行うに当たり児童家庭支援センターは子どもおよび家庭に係る援助計画を作成することとされている。援助の一貫性・的確性を確保するため、児童家庭支援センターが援助計画を作成するに当たっては、児童相談所は援助指針との整合性を図りながら児童家庭支援センターを指導することになる。援助計画には、虐待の内容や頻度等を含めた家族の

問題点（主訴並びに主訴の背後に存在する真に解決すべき問題点）、援助目標、援助方法、援助計画の再評価等を盛り込むことになるが、特に援助目標や援助方法等については具体性が要求される。

- (㊦) 児童相談所は、指導を委託した事例について、指導状況について定期的な報告を求める等、児童家庭支援センターの指導状況を常時把握するよう努めるとともに、必要な指示、指導、援助等を行う。また、必要に応じ児童家庭支援センター職員を含めた事例検討会議を開催する。
- (㊧) 児童相談所は、指導を委託した事例について、必要に応じて施設入所措置や児童福祉司指導措置に切り替えたり、児童家庭支援センター指導措置に児童委員指導措置を加える等、柔軟な対応を図ることが重要である。

## ② その他の連携

### ア. 要保護児童の通告等

児童家庭支援センターは広く地域・家庭等からの相談を受けるが、これらの内、複雑・困難および法的対応を必要とする事例については児童相談所等の関係機関に通告またはあっせんすることになる。これらが適切かつ円滑に行われるよう、児童相談所は日頃から児童家庭支援センターとの意思疎通、情報交換等に努めるとともに、必要な指導を行う。

### イ. 夜間等の緊急の相談等

児童家庭支援センターは、夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めることとされており（「児童家庭支援センター設置運営要綱」）、虐待事例等において迅速かつ適切な対応が図れるよう児童相談所は児童家庭支援センターの対応手順整備に積極的に協力する必要がある。

### ウ. 児童相談所による技術的支援等

地域住民に密着したきめ細かな相談・援助を通じて、子ども虐待の発生防止、早期発見・早期対応において児童家庭支援センターの果たす役割は極めて大きい。児童家庭支援センターがその役割を遺憾なく発揮できるよう、児童相談所は常に児童家庭支援センターと密接な連携を図るとともに、児童家庭支援センターに対し必要な技術的支援を行い、また、児童家庭支援センターが他の関係機関と円滑な連携が行えるようその仲介、調整等の協力を行うことが肝要である。

## 5. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携

### (1) 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携の意義

市区町村における児童虐待対策の充実を図るために要保護児童対策地域協議会が法定化され、この協議会を構成する主要機関である保育所及び学校（幼稚園・小学校・中学校・高校を含む。以下同じ。）は、子どもの虐待の予防、発見、対応において重要な役割を発揮している。

保育所及び学校は、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団等の中で学び、遊び、生活する場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な養育環境にある子どもにとって、昼間、家庭から離れ、保育所や学校において、心身の健康と安全を保障する上で、特に大きな役割を担っている。同時に家庭での生活状態を日々観察する機会がもてることの意義も大きい。

## (2) 保育所、学校等との連携にあたっての留意事項

### ① 発見通告時の現場のとまどい

子どもの虐待は、多くの場合、教職員や保育士によって子どもの外傷や雰囲気、様子から発見される。

しかし、保護者は「子どもが悪いことをしたので叱った」と言い張ったり、また教職員等も虐待する現場を直接見ることはほとんどないため、伝聞・推測情報が中心になる。そのため現場では「どこまでが虐待か」「保護者との関係がこじれる」等の迷いが生じる。しかしながら、「虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待される場所である」（平成16年8月13日 文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について）とされているように、虐待が疑われる場合には通告する義務があることを繰り返し周知していくことが重要である。

保育所については、「保育所保育指針」が平成20年3月28日厚労省告示第141号として告示され、その第5章「健康及び安全」及び第6章「保護者に対する支援」に保育所における子どもへの虐待等への対応が規定されている。第5章では、「1. 子どもの健康支援」として、「子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」とされている。また、第6章では、「2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」として、保護者に育児不安等が見られる場合、不適切な養育が疑われる場合、虐待が疑われる場合とそれぞれの対応について明記している。保育所においては、こうした書き分けを十分理解し、虐待が疑われる前の段階での迅速かつ適切な対応が重要であると認識する必要がある。

このように保育所においては、日常的かつ継続的に子どもや保護者と関わる中で、保護者の子育てを支援し、虐待を予防するなどの適切な対応が求められる。

### ② 通告の仕方

子どもが所属している現場から通告するに当たっては、

- ア. 「疑い」の段階でよいから早めに知らせる。
- イ. クラス担任等の担当者の判断で通告してかまわないが、組織としての判断があった方が調査の時などに混乱が少ないため、できるだけ組織として判断して通告する。
- ウ. 受傷状況の写真をとっておく。（市区町村や児童相談所は通告受理時に写真の撮影を依頼する。）

エ. 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておく。

オ. 子どもから聴き取る際には誘導とならないように注意する。(子どもからの聴き取りには、オープンクエスチョン形式が適切である。) また、子どもを責めるような口調にならないように注意する。(性的虐待が疑われる場合の聴き取りは、第4章第10節を参照。)

なお、平成16年児童虐待防止法改正において、学校等の団体にも早期発見の努力義務が課せられたが、その趣旨は、「現行法においては、児童虐待の早期発見に関する努力義務が学校の教職員、児童福祉施設の職員といった個人にのみ課されているため、児童虐待の通告を行う者がその所属する団体の支援を得られない場合があるとの指摘を踏まえ、こうした児童の福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされた」(「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について、平成16年8月13日付雇発第0813002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)ものである。したがって、学校長等は、教職員から虐待を疑う情報が寄せられた場合には、積極的に受け止め、虐待と断定できなくとも、疑わしい場合には通告の義務があることを十分に認識した対応が求められる。

### ③ 緊急保護と保護者への通告

虐待の通告の場合、生命・身体の危険性があり、通告と同時に子どもの身柄の保護が必要な場合がある。児童相談所や市区町村としては生命・身体の安全を最優先して判断を行う。一時保護については児童相談所長の権限でできるため、必要に応じ身柄を保護した上で対応を考えるべきである。

子どもを一時保護した後、児童相談所から保護者に対し、一時保護している旨の連絡を入れる。その場合、緊急一時保護の後、保護者が学校等に押しかけて「学校が言い付けた」と言うことも考えられる。

学校等から保護者に対しては、子どもへの虐待が疑われる場合に学校等は通告する義務があること、一時保護等は児童相談所の判断であり、学校等が決定したものではないことを伝える。また、児童相談所は通告元を明かすことはできないことをはっきりと伝える。そして、「学校等に調査し、他からの情報と総合して、一時保護については児童相談所の責任において決定した」と責任を明確にしておく必要がある。

### ④ 措置(一時保護)解除後の受入れ

施設入所措置や一時保護から子どもが家庭に復帰し、所属集団に戻る場合がある。時には保育所入所等の地域の援助体制が組まれることを家庭復帰の条件にする場合もある。家庭復帰前には、所属集団に対して事前に復帰の方針を伝えると同時に、入所中の親子の様子を報告し、今後の連携の仕方について協議するため、個別ケース検討会議を開催するなど打合せが必要である。特に初めてその集団に入る場合などでは、緊急保護の時の連携の経験がないので、児童相談所側から説明に出向き、以後の連携の方法等を確認するなど、丁寧な対応が必要である。

子ども虐待は家族の構造的問題から発生し、繰り返されることが多く、「虐待は再発する」ことを忘れずに、当分の間は注意深く経過を見ていく必要がある。状況が悪化した場合の連

絡の方法や対応などについて関係機関間で確認しておくことが大切である。

また、市区町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされている（児童虐待防止法第13条の2第1項）。保育所にこの規定の趣旨を十分に説明するなど、保育所の理解も得ながら適切に対応することが必要である。

⑤ 在宅援助中の連携（モニター）について

虐待の危険度が低く、保護者にも虐待の自覚があり自ら援助を求めるような場合には、在宅のまま子どもが所属集団に通ってくる。

児童相談所等に定期的に通ったとしても月に数回程度であり、ほとんどの時間を地域で過ごす。児童相談所は距離的にも遠い場合が多く、日常的な援助と緊急時の通告役を担う保育所、学校等の役割はきわめて重要である。そこで、市区町村や児童相談所は、以下のような援助を行い、連携を強める必要がある。

ア. 日常における細かい対応についてのスーパーバイズ

イ. 事例に応じ数か月ごとに要保護児童対策地域協議会を活用した個別ケース検討会議の開催

ウ. 何かあれば、市区町村や児童相談所が対応するという姿勢

エ. モニターを任された機関や人の不安な心理に対する理解

⑥ 学校等からの出欠状況の定期的な連絡

子どもの虐待が疑われ、関係機関が関与しながら死亡に至ってしまった事例で、学校等と市区町村、児童相談所の連携が十分に機能しなかったことが問題点として指摘されたことから、文部科学省、厚生労働省で協議の上、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、平成22年3月24日に、教育委員会や学校等の関係機関に示した。この指針に基づく学校等からの情報提供について、定期的な情報提供の対象とする幼児児童生徒、頻度・内容、依頼の手続等を各自治体で定める必要がある。

(3) 施設入所中に通園・通学する幼稚園・学校等との連携

施設入所する学齢児童に関しては、学校生活において様々な配慮を要することから、日頃から緊密な連携を取る必要がある。特に、児童福祉法第28条の承認に基づく措置により施設へ入所してきた子どもについては、保護者の対応に関して連携が必要になってくる。例えば、登下校時に、保護者が子どもを連れ去ったり、保護者であるといつて、学校側に子どもの在籍の確認や面会、引き取りを要求した例もあり、学校側が子どもの事情を理解していないと、保護者の要求に応じたり、対応にとまどうことが出てくる。

こうした例も踏まえて、児童虐待防止法は、保護者に対して「面会・通信の制限」「接近禁止命令」をとることが可能となっている。この対応がとられた場合で、保護者が学校に現われた場合には、学校側が単独で判断せず、施設にすぐに連絡をするような申合せを事前しておくことが必要である。また、性的虐待を行った養父が、子どもを取り戻そうと登下校時に校門に待ち伏せしていたため、数か月間、子どもの登下校に職員が付き添ったという例もあった。子どもの安全・安心のためにも、施設入所後の学校等との連携を強めなくてはならない。

虐待を受けた子どものなかには人間関係が上手にとれず、学校の友人にも攻撃的になったり暴力的行為をする場合がある。また、教職員に対しても、挑発的であったり、反抗的であったりして、指導困難に陥ることもある。そうした虐待を受けた子どもの心理や行動特性について、十分理解を得ることが円滑な学校生活のためには欠かせないため、児童相談所は施設とともに、入所前や入所中に学校を訪問して理解を求めるなど、学校に対して積極的に協力していく必要がある。

## 6. 医療機関との連携

### (1) 医療機関との連携の意義

児童虐待防止法第5条において、病院や医師に児童虐待の早期発見の努力義務が課せられており、虐待の早期発見やその後のケアにおいて医療機関との連携は今後ますます重要となっている。地域の医療機関に対し、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告窓口を周知するなどにより、医療機関が虐待の問題を発見した場合には、速やかに市区町村や児童相談所に通告されるよう体制を整えておくとともに、子どもの身体的・精神的外傷に対する治療や、精神医学的治療を必要とする保護者の治療が適切に行なわれるよう体制整備に努める。また、要保護児童対策地域協議会による援助が適切かつ円滑に行われるためには、地域の医師会や医療機関との連携が必要不可欠であり、同協議会への医師会や医療機関の参加をすすめ、医療機関との情報共有が円滑に行えるように努めることも必要である。

### (2) 具体的な場面への対応

#### ① 医療機関からの通告があったとき

医療機関から虐待の疑いがあるという通告があったときには、できるだけ素早い対応をする必要がある。その日のうちに医療機関へ出向いてその事実や状況を把握する。医師や看護師から必要な情報を得るには、児童相談所や市区町村として知りたい内容に関して、質問事項をあらかじめまとめておくといよい。

例えば、

- ア. その医療機関にかかった経過や理由
- イ. 医療機関が虐待を疑った理由
- ウ. 保護者が医師や医療機関の職員に行った説明、医師の説明に対する保護者の反応
- エ. 子どもの現在の医学的な危険度
- オ. 医学的な予後

などについて順を追って尋ねるようにする。その際、医学用語で分からない部分があるときには、その場で質問するようにする。

次に、児童相談所や市区町村としての今後の対応方針について説明する。

その上で、

- ア. 保護者への告知をどのようにするか

- イ. 虐待をした保護者と子どもの接触をどのようにするか（面会の制限など）
- ウ. 警察との連携をどうするか
- エ. 緊急の法的対応（一時保護委託など）が必要か

といった点について協議する。

告知は非常に重要である。最初の告知が後々まで援助に響くことが多い。医師からの告知が望ましいが、医師が慣れていない場合には、医学的に不自然な外傷であることを告げてもらい、虐待の可能性があるという説明は児童相談所や市区町村が引き受けることも考えられる。医師と看護師と児童相談所や市区町村の職員とが同席で告知と説明をすることが有効である。

面会の制限が必要なときには、児童相談所がその点を明確に伝え、医療機関に委託一時保護した上で、児童相談所の許可がなければ面会をさせないよう依頼する。虐待をしていると考えられる保護者が強制的に退院させる可能性があるときには、それを防ぐ方法をあらかじめ考えておく。可能性が高いときには、委託一時保護による入院にきりかえることも考慮する。なお、市区町村にあつては、児童相談所と早急に連絡をとり、対応を検討することが必要である。

警察との連携に関しては、傷害や暴行事件等としての通報と同時に、保護者などによって医療機関や児童相談所、市区町村職員に危害が及ぶ可能性があるときに、警察の対応を依頼する必要がある。医療機関は警察との連携に慣れていないことも多いので、児童相談所や市区町村が仲立ちをすることもありえる。保護者からの脅しの電話や実力行使に対してどのように対応するかを警察を含めて協議しておく。

医療機関との協議の際には、通告受理後に予想される経過を説明し、医療機関に期待する役割を説明する。その上で、医師や看護師の記録が客観的証拠として非常に重要であることを告げて、保護者の説明などについても記録をしてもらうよう依頼する。また、その後の連携のためには、それぞれの機関のキーパーソン、または連絡の窓口となる人をお互いに確認しておく。

経過の中で関係者の個別ケース検討会議が必要になることも多い。関わる可能性のある人（保健師・施設職員など）ができるだけ全員一堂に医療機関に集まってカンファレンスを行う。

緊急対応が必要ではなく、外来対応となる時には、医療機関と関係機関とが合同でその後の対応計画を立てる。医療機関との連携を密にする上でも、頻回な連絡を心がける。

## ② 虐待によると考えられる身体的問題や精神的問題の評価が必要なとき

身体的虐待では、レントゲンで発見される骨折の跡があったり、網膜剥離などの眼科的問題や鼓膜破裂などの耳鼻科的問題が生じている可能性がある。性的虐待が疑われるときには、婦人科や性被害に知見のある小児科医による診察とともに、性感染症の検査が必要となる。これらの問題は、医学的な評価を行わなければ発見されない。医学的評価は、子どもの治療に必要なであると同時に、法的対応が必要になったときの証拠の一つとなる。身体的虐待や性的虐待が疑われるときにはこれらの医療的に精密な診察や検査に基づく評価が必要となる。また、頻回な頭部外傷からてんかんを発症している子どももいる。時々ボーッとするなど急

に行動が変化するといった症状は心理的な解離症状である可能性もあるが、てんかんの可能性もあり、脳波などの検査が必要になることも珍しくはない。児童相談所での心理的評価から精神医学的評価が必要となるときにも医療機関への依頼が必要な場合がある。これらの診察・診断を依頼できる医療機関を確保しておく。そしてこれらの所見を写真撮影などによりできるだけ具体的な記録として提供してもらうように依頼する。

診断書や意見書の提供を求める場合には、虐待であるという断定でなくても、その傷が不自然な外傷であり、虐待の疑いがあるという診断書でも有効であることを伝えることで、診断書や意見書は書きやすくなる。

乳幼児揺さぶられ症候群や代理によるミュンヒハウゼン症候群のような事例では、医学的判定がきわめて重要な根拠になる。そのため、法医学の専門家を確保して、セカンドオピニオンをとるなどの必要がある。

### ③ 虐待の後遺症と考えられる子どもの身体的・精神的問題の治療が必要なとき

身体的問題や精神的問題の治療を継続する必要があるときには、その事例の全体的な援助計画の一部と位置付けて児童相談所が総合的なマネジメントをすることが重要である。医療機関には定期的に全体の状況を伝え、必要な場合には個別ケース検討会議に参加してもらう。

## (3) 保護者の治療機関との連携

保護者に精神障害があるときなどは、保護者の状態の変化に関する情報がないと、子どもが精神的被害を被ることを防ぐことができない。子どもが施設入所中には、保護者との面会で精神的被害を被ることもある。保護者に精神障害があつて、子どもに何らかの影響があることが考えられる時には、保護者の治療を行っている医療機関との連携が欠かせない。保護者の許可を取って連絡を取り合うことが望ましいが、保護者の許可がなくとも情報共有は可能である。（「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」平成24年11月30日雇児総発1130第2号雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

保護者の精神状態によっては子どもを一時保護したり、施設入所中の子どもとの接触を制限していく必要が生じる。一般に、保護者の主治医は保護者からの情報しか入らないため、保護者の側からしか見ていないことが多い。子どもの状態や子どもと一緒にいる場面での保護者の状態に関する情報を、保護者の治療をしている医療機関に伝えることは、子どもを守る上で非常に重要である。主治医から面会の制限を伝えてもらう方が保護者を説得しやすいことも多い。また、保護者による養育が可能かどうかについて、医療機関とともに検討し、主治医から保護者に対して養育は難しいことを伝えてもらう必要が生じることも多い。

このような保護者と関わるときの心得の一つとして、保護者は不満や攻撃的な感情をストレートにぶつけてくるが、それは不安や失望などの気持ちを背景にしての態度であるかもしれないということを認識しておくことである。保護者の不安や失望感を少しでも感じ取り受け止めることができれば、援助を少しずつ受け入れる可能性がある。

## 7. 警察との連携

### (1) 連携体制の整備

市区町村や児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と都道府県警察本部少年警察部門は、常日頃から協力関係を構築することが必要である。子どもの一時保護、立入調査、臨検・捜索、接近禁止命令等の実施において、相互に情報を交換し、適切な対応が行えるようにしておくことが求められる。

警察との連携においては、何かあったとき突然に援助を依頼するのではなく、児童相談所が把握した虐待情報についてアセスメントを行い、緊急性・危険性の評価をするとともに対応方針を検討した上で、早い段階から警察署等に相談することが必要である。

なお、警察との連携については「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」（平成24年4月12日付け雇児総発0412第1号）が発出されているので参照のこと。

### (2) 個別事例における連携

- ① 必要時に有効な連携を行うため、児童相談所や市区町村は、日常的に警察と情報交換や意思疎通を図り、顔の見える関係を作っておくことが重要である。

そのため、市区町村では、要保護児童対策地域協議会の構成員として警察の参画を求め、実務者会議や個別ケース検討会議等において意見交換等を積極的に行うことが必要である。

- ② 相互の情報交換

児童相談所は、警察から通告された事案に関しては、通告受理後の対応について警察へ情報提供するとともに、当該事例について警察が得た新たな情報を求めるなどして、その後の対応を円滑に行うため、相互に積極的な情報交換を行うことが必要である。受理後の対応（例：一時保護や在宅指導等）のほか、その後の対応の変化（例：一時保護解除や施設入所等）についても適切に情報提供することが重要である。

また、警察からの通告受理後に在宅指導（一時保護の解除を含む。）としている事例については、状況が急変、悪化する場合を想定し、警察から当該事例に関する新たな情報提供がなされた場合には、子どもの安全確認や再アセスメントについて留意することが必要である。

### (3) 通告に関する連携

- ① 警察からの通告

近隣住民等から警察へ虐待に関する通報が入った場合、警察はその家庭を訪問し、子どもの安全等を確認する。警察では、明らかに虐待が疑われる場合などには、子どもの状況に応じて直ちに児童相談所へ身柄を伴って要保護児童の通告を行い、児童相談所において子どもの一時保護が行われる。速やかに子どもを保護する必要がない場合は、後日児童通告書によって通告される。

- ② 迷子や家出の場合の通告

幼児の迷子であって長時間保護者が見つからない場合や、短期間に繰り返し迷子になる場合は、家庭での養育に問題があり、ネグレクトが疑われる。また、子どもが家の中で長時間放置されていたり、夜間に一人でウロウロしているのも、ネグレクトの疑いがある。

また、小・中学生で公園等に寝泊まりしたり、「家に帰りたくない」などと言い頻繁に家出を繰り返す子どもがいる。この年齢の子どもが家出する場合には、夜間に1人で放置されている、身体的虐待を受けている、家庭内でDVが起きているなど、子どもにとって不適切な家庭環境であることも考えられる。

児童相談所は迷子や家出で警察から要保護児童の通告を受けた場合には、警察から状況を十分に聴き取り、一時保護した後に保護者が判明した場合でも、虐待の疑いを念頭に置いて調査する必要がある。

### ③ 警察への通告の依頼

迷子や家出等の事例であって、通告を受けて調査した結果、直ちに一時保護等の必要がない場合においても、このような状況が継続する場合には、深刻な虐待に発展することも考えられる。

こうした事例については、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を活用するなどして警察との情報共有を図り、警察が子どもを発見、保護した場合には通告してもらうよう、事前に警察に伝えておくことも必要である。

## (4) 警察への援助要請

児童相談所は、子どもの安全確認や一時保護、立入調査、臨検・捜索を行う場合において、これらをより実効的に行うため、警察に援助を求めることができると定められている。また、この援助要請は、子どもの安全確認及び安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて迅速かつ適切に求めなければならないとされている（児童虐待防止法第10条）。

援助要請は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときに行うことができる。ここでいう「必要があると認めるとき」とは、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官の援助を必要とする場合をいう。

児童相談所は、このような援助要請が必要な場合には、警察と事前協議した上で援助を要請し、緊密に連携して一時保護や立入調査等を実施しなければならない。あくまで、一時保護や立入調査等は児童相談所の職務として執行するものであって、警察から十分な理解と協力を得つつ、児童相談所が主体的に行動することが大切である。

## (5) 警察への告発

### ① 虐待行為等の犯罪性

子ども虐待、特に身体的虐待は、刑法の傷害罪、暴行罪に当たり、死に至れば殺人罪や傷害致死罪などに問われる。また性的虐待の場合は、強姦罪、強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪のほか、児童福祉法違反、児童買春、児童ポルノ処罰及び児童の保護等に関する法律違反などに問われる。児童相談所が行う立入調査や一時保護等の執行が妨害されたり、職員に対し暴行、傷害、脅迫が行われた場合には、暴行罪、傷害罪、脅迫罪、公務執行妨害罪等に該当する。刑事訴訟法第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発する義務があることが規定されている。

## ② 子どもの権利擁護機関としての告発

犯罪被害にあった場合には、被害者が告訴することができるが、被害者が年少児童である場合には法定代理人が告訴することになる。子ども虐待等で加害者が法定代理人である場合には、親族が告訴することができる。しかし、親族がいない場合や親族からの告訴が期待できない場合、子どもの権利擁護の観点から、児童相談所において告発を検討することが必要となる。

児童相談所は子どもと保護者を含めた家族全体の援助を行うための機関であり、保護者には援助的に関わり、虐待のない家族関係の構築を目指すことが原則であるが、一方で、悪質な行為の場合は「虐待は犯罪である」ことを保護者に自覚させるとともに、援助者自身もそのことを意識しておく必要がある。子どもの最善の利益を考慮し、保護者の虐待行為について告発が必要な場合には、躊躇なく警察に告発を相談するべきである。

なお、告発の際には児童相談所が警察に提出した情報、資料について、開示を求められた場合には、警察の捜査に支障を及ぼさないよう、警察と十分協議し、対応しなければならない。

## ③ 立入調査拒否等の告発

立入調査の拒否や妨害等については、児童福祉法第 61 条の 5 に罰則規定がある。(50 万円以下の罰金)

これは、立入調査自体が通常の福祉的援助が不可能な状況下で実施されるものであり、子どもの福祉上不可欠な措置として強制力を間接的に担保するために規定されているものである。

正当な理由なく立入調査の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせるなどの場合には、必要に応じて本規定を活用するべきである。

保護者の立入調査への拒否、妨害等に対して、立入調査の実施を認識したうえでの悪質な立入調査の拒否等は、告発に当たる行為であることを告げ、調査への協力を説得し、調査の執行が円滑に行われるようにする。それでもなお、立入調査を拒否等する場合には、再出頭要求等の子どもの安全確認のための手続を進めるとともに、立入調査の拒否等について警察への告発を検討することも考えられる。

## 【参考】

### 刑事訴訟法

第 239 条（告発） 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第 241 条（告訴・告発の方式）告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれを行わなければならない。

2 検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

## 【告発の参考事例】

アパートに引っ越してきた時は子どもが3人いたが、その後1人を見かけなくなり、外出も親子4人で出かけることが多いと住民から通告があった。

児童福祉司2人が2回家庭訪問し、子どもの安否確認を求めたが拒否されたため、立入調査を実施し、子（5歳）を一時保護する。一時保護時の体重は、8、300gで即日入院。肋骨は浮き上がり、臀部の肉はなく皮膚は垂れ下がったままであった。児童相談所は、ドアの外から鍵をかけた部屋に子を監禁し、食事も十分に与えない状態は著しい権利侵害にあたるかと捉え、両親を刑事告発すべきと判断。児童相談所を統括する関係部署とも協議の上、告発することを決定した。

告発に際しては弁護士2名が代理人となり告発状を作成、管轄警察署に提出し、即日受理された。その後、連日所長を始め児童相談所職員の事情聴取が行われ、告発後2か月余で両親が逮捕され、その1か月後に「保護責任者遺棄罪」で起訴された。裁判は7回に及び、児童相談所職員も証人として出廷した。

## (6) 一時保護所や児童福祉施設における警察との連携

### ① 協力関係の構築

虐待を受けて一時保護中の子どもや施設入所した子どもについて、保護者が強引に引取りや面会を求める場合がある。

平成24年4月1日に施行された改正児童福祉法において、親権者等は、一時保護や施設入所中の子どもについて児童相談所長や児童福祉施設の長が行う監護、教育及び懲戒に関する措置を不当に妨げてはならないことが明確化された。児童相談所や児童福祉施設では、このような規定があることを保護者に説明し、理解を求めることが必要である。

しかしながら、激昂した保護者が、対応する職員に暴力を振るうなどの加害行為が行われる場合がある。こうした保護者への対応については、児童相談所との連携のもとに管轄警察署の協力を求めることが必要である。保護者の加害行為が予測される場合には、警察に事前に相談しておき、必要時には即応してもらい協力関係を確保しておくことが重要である。児童虐待の対応等で平素から連携している管轄警察署の少年警察部門に相談するなどして協力関係を構築する方法が考えられる。

### ② 警察への通報

保護者の強引な引取り等をめぐって、保護者が職員等に加害行為を行うおそれがある場合や、実際に加害行為が行われた場合には、毅然として警察へ協力要請を行うべきである。

もちろん、原則的には保護者と対決するのではなく、さまざまな援助方法によって保護者の気持ちを和らげることを目指して対応することはいうまでもないが、子どもや職員の安全の確保のため、必要に応じて警察に通報することはやむを得ないことであり、暴力等を常套手段とする保護者には早期に警察の協力を求めることが適当である。

### ③ 接近禁止命令における連携

児童虐待防止法では、児童福祉法第28条の承認によって施設入所した児童について、面会通信の全部が制限されている場合に、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の

ために特に必要な場合には、都道府県知事は保護者に対して6か月を超えない範囲で接近禁止命令を発することができる。保護者が接近禁止命令の発令を認識しながら子どもへ接近をした場合には、接近禁止命令違反となり、処罰の対象（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）となる。

接近禁止命令に関わる対応に当たっては、事前に都道府県福祉担当部局と児童相談所、児童福祉施設は、都道府県警察本部少年警察部門及び管轄警察署と緊密な連絡を取り合い、具体的な対応を協議しておくことが必要である。

#### (7) 職員研修や人材交流における連携

児童相談所職員の対応能力の向上を図るために実施する子どもの安全確認や立入調査、臨検・捜索等に関する研修については、警察へ協力を求め、警察官等を講師に招いて行うほか、警察との合同で実際の対応事例等を踏まえた具体的事例を想定してのロールプレイ方式等によるなどして実践的に行うことが必要である。臨検・捜索の請求手続等に関する研修についても、警察の協力を得て行うことが効果的である。

他方で、児童相談所が行う業務や福祉的立場からの虐待対応等について、警察職員へ説明する機会を積極的に持つなどにより、児童相談所と警察の相互理解を深めることも必要である。

また、児童相談所が虐待対応を行う様々な場面において、警察実務の経験に基づく技術や知識が有効な場合がある。そのため、児童相談所に警察官OB等を非常勤職員として採用したり、現職警察官の配置を行うことなどについて、警察と相談、協議して進めることが効果的である。警察官OB等の採用は、「児童虐待・DV対策等統合支援事業」の「児童虐待防止対策支援事業」を活用することができる。

実際に自治体において、警察の協力により児童相談所の職員に護身術の講習を行ったり、臨検・捜索を想定して児童相談所と警察が合同で訓練を行っている例がある。また、児童相談所に警察官OBや現職警察官の配置を進め、児童相談所の職務執行に警察実務の知見を活用している自治体もある。

## 8. 弁護士との連携

児童相談所における法的対応が増えるにつれ、弁護士との連携・協働は欠かせないものとなっている。

例えば、児童福祉法第28条申立ての代理人を依頼したり、申立てを支援してもらったりすることもあるし、親権停止・喪失や親権者変更の申立ての代理人という形で実質的に児童相談所と連携する場合もある。

自治体の中には、常勤弁護士を雇用したり、非常勤弁護士を各児童相談所に配置しているところがある。また、中央児童相談所で法律相談を定期的実施している自治体もある。さらに、弁護士のグループと業務委託契約を結んで、広く日常的に法的支援を受ける体制を作っている自治体もある。

弁護士が動く場合には費用が問題となるが、非常勤職員として雇用したり、対策委員会や個別事例の作業委員会への参加日当等の形で賄うような方法が考えられる。

## 9. 家庭裁判所との連携

- 虐待が発生しあるいは虐待が強く疑われて、子どもの福祉と最善の利益を実現するために、保護者の意思に反してでも親子分離が必要な場合、家庭裁判所に児童福祉法第28条の審判等を申し立てることになる。ただし、裁判所はあくまでも中立公平な立場で対応する司法機関である点を十分踏まえておく必要がある。
- 家庭裁判所との関係では、事前の相談（どのような虐待事例であるのかを家庭裁判所に事前に連絡し、申立後すみやかに家庭裁判所が審理を進めやすいように手配することなど）、迅速な申立て、虐待や福祉侵害の裁判資料の追完、児童相談所職員を中心とした子どもを取り巻く関係機関ネットワークの人々と家庭裁判所調査官との円滑な連携、家庭裁判所への当該子どもの虐待理解を助ける資料（証拠資料に限らず、家庭裁判所の理解を深める文献などの参考資料を含む）の提出などに留意しておくといよい。
- なお、児童福祉法第28条事件の審理に臨むに当たっては、必ずしも明白な虐待の有無の証拠提出に拘泥せず、監護の著しい不適切さの有無の存在など、子どもの福祉侵害の状況を明らかにするように努める。
- 家庭裁判所への申立てが必ずしも認容されるとは限らない。しかし中には、家庭裁判所に申し立てて審理を進める過程で、保護者が施設等への入所に同意し、実質的な解決を見た事例もある。その一方で、施設等入所の承認が得にくく、却下が予想されたためにやむなく取り下げた事例もある。しかし、子どもの福祉侵害が強く推認され、資料等をそろえて審理を受けても、家庭裁判所の理解が十分に得られずに却下される場合には、即時抗告して高等裁判所の判断を仰ぐことも必要である。福祉侵害の存在が強く疑われる場合には、高等裁判所の判例を積み重ねることによって、子どもの虐待や子どもの最善の利益を図ることへの認識が広く理解されていくことになる。
- 虐待の事例が家庭裁判所に係属した場合、子どもの養育状況、心身の状況などを中心にした虐待に関する資料や情報をこまめに提出し、裁判官に子どもの福祉や最善の利益が得られるような判断をしてもらうことが必要である。

なお、児童記録票には、子どもを巡る家族や親族その他関係者のプライバシーが記載されていることから、児童記録票そのものを家庭裁判所に資料として提出することは好ましくない。児童記録票のうち、子どもの福祉侵害にかかわる事実を読みやすくまとめ直して裁判資料として作成する慎重さが求められる。

また、家事事件手続法の施行によって、今後は裁判所に提出した資料が相手側に開示されることが原則となるため、他の関係機関の情報など、保護者に開示するとその後の支援を実施する上で支障を生じる資料については、非開示を希望する旨の上申書を提出して、裁判所の理解を得る努力が必要である。（詳しくは第7章参照。）

## 10. 配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談所（女性相談所・女性相談センター）との連携

### (1) 配偶者からの暴力と子ども虐待

配偶者間暴力（以下、「DV」とする。配偶者間暴力とDVの説明については第13章8を参照。）では、そこに巻き込まれた子どもたちも大きな被害を受ける。直接的な暴力にさらされない場合であっても、暴力を目撃したことによる心理的虐待は深刻な場合がしばしば見られる。母親は大きなストレスにさらされ続けているために、そのはげ口として子どもに暴力を向けたり、母親の精神的失調状態に陥るなどして養育がうまくできなくなることもある。こういったリスクを考慮しながら、子どもの安全確保やケアについて十分に配慮した対応をしなければならない。

DVが問題とされる場合、子どもの存在が背景に退き、隠れてしまうことがある。それ故に関係機関は子どもの利益を主軸に据えた連携に心がけなければならない。

### (2) 母子への支援における連携

#### ① 母子への支援の基本

母子への支援では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）を活用し、同法による一時保護や、地方裁判所への保護命令申立を行うことなども検討される。また、離婚手続きを進めることや母子生活支援施設への入所手続きなども考えられる。

母のニーズが必ずしも子どもの利益に合致しないこともあるので、子どもの支援者は、子どもの権利擁護の視点から、子どもの立場に立って支援を進める。

母子への支援においては、福祉事務所の母子自立支援員等と密接に情報共有し、連携をとりながら協働して対応を進めていくことが必要である。

#### ② 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センター（以下、「支援センター」とする。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DV防止法に基づき、暴力の被害者に対して相談・支援を行う行政機関である。各都道府県において、婦人相談所など適切な施設を支援センターに指定できることとされている。実際に指定されている機関としては婦人相談所のほか、福祉事務所や女性センターなどがある。

支援センターはDVの通報先となっているため、暴力の被害者に子どもがいる場合には、子どもの置かれた状況を判断して市区町村や児童相談所に通告することになる。通告を受けた機関（児童相談所や市区町村児童相談窓口）と支援センターは、子どもの安全・健康・発達状態等に十分に配慮しながら連携する。

また、逆に児童虐待等により、児童相談所や市区町村相談窓口等が関与したケースについて、DVが疑われる場合には、支援センターに通告し、連携を図るようにする。

#### ③ 婦人相談所（女性相談所、女性相談センター等）

婦人相談所は一時保護を要する女子に関する問題について、相談・調査・判定・指導を行い、必要に応じ一時保護を行う行政機関である。近年、婦人相談所がかかわる事例の中に、

DVによる被害者が増加しており、子どもを同伴していることも多い。婦人相談所が母子の一時保護を必要と判断しても、子どもが年長男児であるとか、母親の養育が困難な状況にある等で、母子を一緒に一時保護することができない場合もあり、児童相談所に密接な連携を求めてくることもある。児童相談所と市区町村は、婦人相談所と連携し、子どもの最善の利益を求めて支援を行うことが必要である。

#### ④ 母子の一時保護後のケア

母子が一時保護されて当面の危機的な状況から脱しても、その後も長期にわたり心理的な影響が続くことが多い。特に子どもの場合には、一見元気そうに見えても、深い心的外傷を受けていて、後に様々な症状を呈することもある。児童相談所や市区町村は、母子を保護している施設（婦人相談所、母子生活支援施設、婦人保護施設等）と連携しながら治療的ケアにつなげる。

母子で保護されている場合には、子どもについてのアセスメントだけでなく、母親についてあるいは母子の関係性についてのアセスメントが必要になる。児童相談所は、婦人相談所・女性相談センターなどと連携しながら母子を一体としたアセスメントを行い、その上で子どもの治療的なケア（カウンセリング、心理療法等）につなげるのが望ましい。

#### ⑤ 母子生活支援施設

母子生活支援施設には手厚い支援が必要な母子が多く、子どもを育てる上で様々な問題が発生している。母子の生活歴や生育歴等についての情報が乏しい場合もあり、アセスメントや支援策検討にあたっての課題が多い。児童相談所は相談・通告を受けた場合、母子生活支援施設や福祉事務所の協力を得ながら調査をし、連携しての支援につなげるが必要となる。

#### ⑥ DVの再発

DVから逃れて保護されたのに、再びDV加害者の元に戻ってしまう母子の事例もある。こういった場合、加害者からの暴力が再発し、子どもに対するさらなる被害が重なることになり、重篤な結果に陥る場合もある。

児童相談所や市区町村は、こういった状況下でのリスクの高さを認識し、子どもの安全確認に留意し、必要に応じて適切に介入する。

### (3) 子どもの保護についての連携

#### ① 母子分離

福祉事務所が母子を一時保護したり母子生活支援施設に入所させている場合でも、母親の状態によっては、その母子をさらに分離しなければならないことがある。母の精神的不調や疾病により適切に養育できない場合や、母子関係が悪く母が子どもを虐待してしまう場合、母がDV加害者のもとへ再び戻ってしまう場合等である。

児童相談所が母子分離するタイミングや、分離の方法、分離後の母子への対応等については、福祉事務所や母子が保護されている施設と十分協議し、母と子のアセスメントを踏まえた上で判断する。

母子生活支援施設や婦人保護施設等での長期入所事例では、日々の生活をみている施設側

と児童相談所側とでリスク判断にずれが生じ、適切に連携することができにくい場合があるので、より密接な連携・協議が必要となる。

## ② 分離に関する通知等の対応

児童福祉法第 33 条に基づいて一時保護した事実を通知する場合、通知先をどうするかを関係機関と協議する。DV加害者（父）も親権者である場合、加害者の暴力の程度や危険度等、加害者による子どもの監護の程度、加害者と離れてからの期間等を考慮して通知の是非を検討することになる。通知をしないという選択肢もあり得るが、子どもの利益を最優先に考え、必要と判断されれば親権者（DV加害者）に通知し、訪問調査を実施する。ただしこの場合でも、一時保護の場所を親権者に知らせるかどうかは慎重に検討する。

児童養護施設等への施設入所にあたっては、親権者の意に反しては措置できないため、連絡が可能であれば意思確認を行うことになる。施設入所については拒否される場合もあり、この場合には児童福祉法第 28 条に基づく施設入所の審判又は親権停止や親権喪失の審判を経て措置することが必要になる。

児童福祉法第 28 条での承認を得るためには、DVを主張しただけでは十分ではなく、子どもへの心理的な影響を明らかにするための調査が重要になる。

## (4) 18 歳未満の女子への対応

保護を要する女子が 18 歳未満の場合には、本来は児童相談所が対応すべきところであるが、様々な事情で一時保護が困難な場合や女性保護の立場で保護を実施する方が適切な場合もある。そのような場合には、婦人相談所、福祉事務所、市区町村と協議、調整をしながら適切な保護対応を行う。

## 1.1. 民間虐待防止団体との連携

### (1) 民間虐待防止団体との連携の必要性

昨今、児童相談所や市区町村における児童虐待相談対応件数の増加やケースの困難化に伴い、児童相談所のみならず市区町村も対応に苦慮する場面が少なくない状況となっている。とくに児童相談所においては、一時保護や立入調査、施設入所等の措置に伴う強制権限行使のイメージが強まり、虐待する保護者の拒否的反応も多くなってきている。また一方で子どもを保護者から強制的に分離しながら、同じ児童相談所が保護者への支援をするという矛盾した役割を果たさざるを得ない状況も、保護者への対応を困難にしている。本来は、住民に身近な機関としての市区町村相談機関も、第一義的機関として困難ケースに対応せざるを得ない現状となっており、支援を必要とする保護者とのコミュニケーションに苦慮している状況がある。虐待する保護者の中には、福祉サービスの窓口対応に不満を持つ者や自らの子育てを非難されるかもしれないとの危惧をもつ者もある。虐待し、または虐待するおそれのある保護者にとっては、これらの機関は必ずしも「使いやすい」「親しみやすい」機関とはいえない側面を有している。

こうした中で、これら公的サービス機関とは別に、NPO 法人等の民間虐待防止団体が、公的機

関による対応では十分にカバーできない場面や公的機関とは異なる「敷居の低いサービス」などの、独自で効果的な対応をしてきている。

## (2) 民間虐待防止団体の特徴と活動内容

民間虐待防止団体は、次のような特徴をもっている。(なお、ここでいう「民間虐待防止団体」とは児童虐待の防止を目的としてさまざまな活動を行う団体をいい、児童福祉施設や医療機関、教育機関は含んでいない。)

民間団体は、保護者を批判したり指導したりといった立場ではなく、保護者にとって親しみやすく、安心して気軽に相談できるという「非権力的」特徴をもっている。また、法制度や予算の枠にとらわれず、状況に応じて迅速に対応できるという「柔軟性」「即応性」も有している。この特徴を活かして新たな事業に先進的に取り組み、独自の活動を担うといった「独自性」も備えている。そのほか、民間団体の中には、医師、弁護士、保健師、臨床心理士等の専門職をその構成員とするものもあり、高い「専門性」に支えられた団体も少なくない。

これらの特徴を活かして、民間虐待防止団体では、虐待専門の電話・メール相談、虐待親への養育支援・生活支援、医師からの問い合わせへの対応、虐待する保護者へのグループ治療、養親・里親へのグループ支援、虐待された子どもからの相談対応、地域への虐待防止の啓発活動、司法面接技法(被害確認面接技法)の研修、国や自治体による児童虐待防止事業の監視、政策提言等、さまざまな活動が展開されている。

各地の民間団体で行われている虐待電話相談・メール相談では、虐待してしまうかもしれないという自覚をもった保護者からの相談が寄せられ、それに対して保護者の育児上の「つらさ」「しんどさ」に共感し、傾聴する姿勢で相談が行われている。さらに必要に応じて、児童相談所や医師・弁護士等との連携を図ることができるよう組み立てられ、具体的な支援につなげているところもある。電話・メール相談の多くは、児童相談所や市区町村に対して関係機関や近隣等から寄せられる虐待通告とは異なり、虐待の自覚ある層からの相談であり、公的機関では把握の難しい児童虐待ケースへの早期対応に有効な、独自の機能を果たしている。

東京の「子どもの虐待防止センター」においては、保護者への治療的支援が児童相談所とは異なる場所で専門性に裏付けられた方法で行われている。保護者が安心して自分自身をさらけ出し、それまでの子育てを振り返る場として、民間団体の特性を活かすことのできる活動といえよう。

子育て支援の分野では、自治体による「養育支援訪問事業」その他の家庭訪問型の事業を民間団体が受託する例が数多く見られる。これも民間団体がつ「非権力性」「柔軟性」が活かされた活動ということができ、支援の必要な保護者が大きな抵抗感なしに受け入れることができるといえよう。例えば、NPO 法人「バディチーム」は虐待のある家庭から一般家庭まで幅広く支援し、同じく「ホームスタート・ジャパン」は未就学児のいる家庭にボランティアが訪問し、家事などのアドバイスや保護者と共に家事をしたり、精神的なサポート等の「保護者が保護者を支援する」活動を行っている。これらの活動では、虐待の発生予防はもちろん、虐待家庭に対する地域での見守り機能を期待することができ、在宅支援をする上では貴重な資源といえる。

児童相談所や市区町村からすれば、自らの法的権限や機能を越えて、または事業化されていない支援や非権力的なサービス提供をしようとする場合、「敷居の低い支援」を提供できる民間団体

との連携は不可欠な状況となっている。

### (3) 法的位置づけ

民間団体のもつこれらの機能や連携の重要性が認識されたことから、児童虐待防止法においては、国や自治体は、関係機関と民間団体の連携の強化、民間団体への支援に努めるものと規定され（第4条1項）、児童福祉法は、自治体における虐待対応のネットワークとしての「要保護児童対策地域協議会」の構成団体として「関係団体」を定め、市区町村等と民間団体との連携により児童虐待に対応できるようにしている（第25条の2第1項）。また児童相談所長は、子どもまたはその保護者への指導を法人その他の者に委託できるものとされている（児童福祉法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号、児童福祉法施行規則第25条の29）。

### (4) 連携のあり方と留意点

市区町村や児童相談所等が民間団体と連携するには、双方がそれぞれの機能を認識すると同時に、その限界にも留意して相互の役割を補完する姿勢が重要である。そのためには、日常的な意見交換はもちろんのこと、定期的な意見交換の場を設け、連携状況の点検を行う必要がある。個々のケースの援助方針や援助内容等について情報交換を行うとともに、必要に応じて児童相談所等による介入につなげられるようにすることが大切である。保護者が民間団体への信頼関係をもとに、自らの心情を明らかにした場合などで得られた情報については、これをどこまで市区町村や児童相談所に伝えるか、事前に児童相談所等と対応方法を協議し、保護者にもその方針を伝えておくのが望ましい。

民間団体との連携に際しては、守秘への配慮が必要となる。要保護児童対策地域協議会において、民間虐待防止団体が要保護児童対策地域協議会構成機関となっている場合には、守秘義務が課される（児童福祉法第25条の5第2号、第3号）。そのため、民間団体をできる限り構成機関とするのが望ましいが、そうでない場合には児童相談所等と当該民間団体との間で、守秘や個人情報取り扱いに関する協定書等を取り交わしておくのが有益である。

民間虐待防止団体は、その組織、対応力、目的、人員、活動内容等において多様である。民間団体と連携するにあたっては、その特徴に応じていかなる役割を期待するか、あらかじめ十分に検討し、相互の意思疎通を図った上で民間団体の利点が活かされるような配慮が必要である。

#### 【参考通知】

- 「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について」（24 初初企第 68 号平成 25 年 3 月 1 日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）
- 「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（23 文科初第 1707 号平成 24 年 3 月 29 日 文部科学副大臣通知）
- 「児童虐待の防止等のための学校・教育委員会の的確な対応について」（21 文科初第 777 号平成 22 年 3 月 24 日 文部科学大臣政務官通知）
- 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 22 年 3 月 24 日 雇児総発 0324 第 1 号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省雇用均等・

児童家庭局総務課長通知)

- 「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」(平成 20 年 1 月文部科学省)
- 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成 24 年 11 月 30 日付雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- 「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成 24 年 11 月 30 日雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 4 号、雇児母発 0727 第 3 号雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- 「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」(平成 24 年 4 月 12 日付雇児総発 0412 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)